

○中能登町議会と各種団体との会議実施要綱

平成26年3月20日

議会告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、中能登町議会基本条例（平成26年中能登町条例第11号）第10条第1項の規定に基づき設置する各種団体との会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 各種団体との会議は、町民で組織する団体から議長に開催の申込みがあった場合、全員協議会で審査し、必要と認めるときに開催する。

2 各種団体との会議は、原則として、町内で活動している団体と個別に開催する。

3 各種団体との会議の開催を希望する団体等は、中能登町議会各種団体との会議開催申込書（別記様式）を開催予定日の少なくとも1月前までに議長に提出するものとする。

4 各種団体との会議の会場は、申込者と協議して決定する。

(議題)

第3条 各種団体との会議の議題は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

- (1) 町政に関すること。
- (2) 町議会に関すること。
- (3) その他重要な事項に関すること。

(役割分担)

第4条 各種団体との会議における司会進行、記録者等の役割分担は、全員協議会で決定した議員が協議し決定するものとする。

(各種団体との会議の結果の公表等)

第5条 各種団体との会議の結果は、会議終了後、議会出席者代表が報告書を作成し、議長にこれを提出する。ただし、代表者についてはその都度協議をして決定する。

2 前項の報告書は、原則として、ホームページ等に掲載するほか、概要を議会だよりで公表する。

3 町行政に対する意見、提言等で重要なものは、議長の判断により町長に報告する。

附 則

この告示は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（平成30年5月30日議会告示第2号）

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和3年2月5日議会告示第1号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

中能登町議会議長

団体等名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

中能登町議会各種団体との会議の開催申込書

中能登町議会各種団体との会議実施要綱第2条第3項の規定により、下記のとおり各種団体との会議の開催を申し込みます。

記

- 1 会議内容(概要)
- 2 希望日時
 - 第1希望 年 月 日() 時 分～ 時 分
 - 第2希望 年 月 日() 時 分～ 時 分
 - 第3希望 年 月 日() 時 分～ 時 分
- 3 参加予定人員 人
- 4 会場(希望する会場)
- 5 その他